

大田原市の予防接種のお知らせ



《予防接種について》

私たちは、日常生活の中に存在するさまざまな細菌やウイルスの、それぞれに対する抵抗力がないと病気（感染症）にかかってしまいます。

予防接種とはワクチンを接種して、免疫（病気に対する抵抗力、抗体ともいう）をつくることにより、発病を予防したり、病状を軽くしたりする方法です。

お母さんが臍帯（さいたい）を通じて赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（「移行抗体」と呼ばれています）は、生後数か月の間に自然と失われていくため、赤ちゃん自身で免疫をつくる必要が生じてきます。

また、お子さんが大きくなるにつれ、外出の機会も多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種で抵抗力をつくり、感染症を予防しましょう。

《予防接種の種類》

- ①定期接種 ・ 予防接種法で定められている予防接種で、市町村長が実施します（大田原市は個別医療機関に委託して実施しています）。
 - ・ 対象となる年齢や回数が法により決められています。
 - ・ この予防接種により健康被害が生じ、認定された場合は、予防接種法に基づく給付（救済）の対象となります。
- ②任意接種 ・ 定期接種以外の予防接種で、接種希望者と医師との相談により実施します。
 - ・ 国が推奨しているものではありませんが、使用するワクチンは薬事法上の認可はされています。
 - ・ この予防接種により健康被害が生じ認定された場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となります。
 - ・ 大田原市においては特定の任意接種について「市が行政措置として行う法定外の予防接種」と位置付け、健康被害が生じ認定された場合の給付や接種料金の一部助成を行っています。

《予防接種を受けるときは》

- 接種を受ける際は、あらかじめ医療機関に相談・予約をしましょう。
- 接種の前には「予防接種と子どもの健康（冊子）」を読み、気になることはかかりつけ医に相談してください。
- 予防接種はお子さんの体調の良い時に受けましょう。接種当日は必ず保護者（親権者）が同伴してください。
 - ✳持ち物：母子健康手帳（予診票は各医療機関にあります）
- なるべく標準的な接種期間内に受けるようにしましょう。なお、決められた接種方法（接種期間や間隔、回数など）と異なる方法で接種した場合は、費用助成及び健康被害救済制度の対象外となりますのでご注意ください。
- 長期の療養などによりやむを得ず接種期間内に受けられない場合は、市にご相談ください。
- 制度の改正などにより、種類や方法が変更となることもありますので、市広報・ホームページなども併せてご確認ください。

～市外の医療機関で接種を希望する場合～

「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に協力する医療機関は、事前の手続きや接種料金の自己負担はなく接種が受けられます。



「接種協力医療機関名簿」から一覧をご確認いただけます
（栃木県医師会ホームページ）

その他の医療機関で接種を希望する場合は、事前に市役所での手続きが必要です。
接種日に余裕を持ってご連絡ください。